

地区計画の建築物に関する規制内容

大平地区地区計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 ①建築基準法別表第2（に）項 第3号から第6号に掲げる建築物 ②建築基準法別表第2（を）項 第5号に掲げる建築物 ③建築基準法別表第2（わ）項 第6号に掲げる建築物
<p>〈規制内容〉</p> <p>用途地域は第一種住居地域。近隣住民のための沿道サービス施設の立地を図るため当該地区にふさわしくない建築物の制限を行う。</p> <p>制限される建築物は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</li><li>・ホテル又は旅館</li><li>・自動車教習所</li><li>・政令で定める規模の畜舎</li><li>② ・学校</li><li>③ ・図書館、博物館その他これらに類するもの</li></ul>		